障害者支援事業所における熱中症対策マニュアル・指針

ライフサポート「かがみの」「山田」

1. 目的

本マニュアルは、障害者支援事業所において、利用者および職員の熱中症予防および早期対応を徹底し、健康被害を未然に防ぐことを目的とする。

2. 適用対象

- 利用者（障害種別問わず）
- 職員（常勤・非常勤問わず）
- ボランティア、実習生等

3. 熱中症リスクの高い利用者の把握と対策

対象者

- 高齢者、体温調節機能の低い方
- 水分摂取に支援が必要な方
- 薬の副作用で発汗が抑制される方（向精神薬・利尿剤など）
- 屋外作業に従事する方

対策

- 個別支援計画に「熱中症リスク」項目を追加
- 体調管理表による毎日のモニタリング（体温、血圧、顔色など）

4. 日常的な予防対策（5 月～9 月）

環境整備

- 室内温度：**28℃以下**に設定（冷房必須）

- 室内湿度：50～60%を目安に除湿機・エアコン活用
- 遮光カーテン・すだれ等で直射日光を遮る
- 温湿度計をすべての主要部屋に設置

水分補給

- 利用者には **30 分～1 時間おきに水分提供**
- 自力摂取が難しい方には職員が補助
- 飲み物は　水・麦茶・経口補水液（必要時）　など

水分補給

- 利用者には **30 分～1 時間おきに水分提供**
- 自力摂取が難しい方には職員が補助
- 飲み物は　水・麦茶・経口補水液（必要時）　など

5. 屋外活動時の対策

- 外出・作業は**気温が 30℃以下かつ WBGT 値 28 未満の時間帯に限定**
- 帽子の着用、日傘、保冷剤入りネッククーラーの使用
- 活動時間は 15～30 分以内とし、途中休憩・給水を必ず実施
- 外出前後で体調確認（顔色、発汗状況、ぼんやりしていないか等）

6. 職員の対応・役割

毎日のチェックリスト

- 冷房稼働状況、室温・湿度の記録
- 利用者の飲水回数チェック
- 利用者の服装・体調確認
- 「危険な暑さ」の日は活動内容を即時見直す

突発時対応

軽度（めまい・大量発汗）

- 涼しい場所へ移動

- 水分・塩分補給
- 横になって安静

中等度（頭痛・吐き気・脱力）

- 氷枕や保冷剤で首・脇・足の付け根を冷やす
- 経口補水液を飲ませる（飲めない場合は医療機関へ連絡）
- 速やかに家族・主治医に連絡

重度（意識障害・けいれん）

- 直ちに**救急搬送**
- バイタルサイン確認（できる範囲で）
- 搬送後、家族・関係者へ状況説明

7. 研修・訓練

- 年 2 回（5 月、7 月）：職員向け「熱中症予防と対応」研修
- 年 1 回：模擬事案を想定した**熱中症対応訓練**
- 利用者向け：わかりやすいイラストやピクトグラムを用いた啓発資料配布

8. 記録・報告

- 熱中症が疑われる事案は、**ヒヤリハット・事故報告書**として記録
- 医療機関対応・救急搬送時は必ず**事業所管理者・家族に即時報告**

9. 関連資料

- 気象庁：高温注意情報／WBGT 情報
- 厚生労働省：熱中症予防リーフレット（障害者施設向け）
- 自治体の福祉部局からの通達

10. マニュアルの見直し

- 毎年 4 月に職員会議で内容を確認・改訂

- 熱中症事案の発生時には、事後検証に基づき即時見直しを行う

令和 7 年 6 月 1 日摘要